

特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「財団」という。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及びその関係法令に基づき、個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、個人情報保護規程及び文書等管理規程（両規程に基づく細則、要領等を含む。以下同じ。）の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 三 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 四 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）をいう。
- 五 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。以下同じ。）を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 六 「個人番号関係事務」とは、個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(他の規程との関係)

第3条 特定個人情報等の取扱いに関し、この規程に定めがない事項は文書等管理規程及

び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

第2章 個人番号事務等の範囲

(個人番号を取り扱う事務及び取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 財団が個人番号を取り扱う事務の範囲は次の表のとおりとする。

役職員（常勤理事、職員その他財団から給与、賃金等を支給されている者をいう。以下同じ）に係る個人番号関係事務	1 給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書作成及び提出事務
	2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の作成及び提出事務
	3 雇用保険届出事務
	4 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
	5 健康保険・厚生年金保険届出事務
役職員の配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金の第三号被保険者の届出事務
役職員以外の個人に係る個人番号関係事務	謝金、不動産の使用料等の支払調書作成及び提出事務

- 2 財団が前項の事務において取り扱う特定個人情報等は次の各号に定めるものとする。
- 一 役職員又は役職員以外の個人から、第22条の規定により本人確認をする際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等をいう。以下同じ。）及び提供を受けたこれらの写し
 - 二 個人番号利用事務実施者に提出する法定調書等及びその控え
 - 三 財団から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者（以下「個人番号関係事務受託者」という。）に提供する特定個人情報等が記録された書類等及びその控え
 - 四 その他個人番号と関連づけて保存される情報

第3章 安全管理措置

第1節 組織的及び人的安全管理措置

(組織体制)

第5条 理事長は、役職員の中から特定個人情報取扱責任者1名を任命する。

- 2 特定個人情報取扱責任者は、この規程の定めるところにより、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、特定個人情報等に関する内部規則の整備、安全管理措置の整備及び実施、事務取扱担当者に対する監督及び教育、役職員に対する周知等の措置を講じるものとする。
- 3 特定個人情報取扱責任者は、必要に応じ、その任務を補佐する者を任命することがで

きる。

- 4 特定個人情報取扱責任者は、財団内において特定個人情報等を取り扱う事務に従事する事務取扱担当者を指定する。事務取扱担当者を複数人指定する場合は、そのうち一人を責任者とするものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第6条 事務取扱担当者は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行わなければならない。

- 2 事務取扱担当者は、第4条の事務の範囲を超えて特定個人情報等を収集若しくは保管し、又は特定個人情報ファイルを作成してはならない。
- 3 事務取扱担当者は、特定個人情報取扱責任者が実施する特定個人情報等の適正な取扱いに関する教育等を受けなければならない。
- 4 事務取扱担当者は、事務取扱担当者でなくなる場合には、新たに事務取扱担当者となる者に対して担当していた個人番号関係事務を確実に引き継ぎ、当該引き継ぎについて特定個人情報取扱責任者の確認を受けなければならない。
- 5 事務取扱担当者であった者は、事務取扱担当者でなくなった後及び財団の退職後においても第4条の事務に関して知り得た特定個人情報等を他に漏らしてはならない。

(特定個人情報等取扱状況の記録及びその確認)

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱いに関し、次の各号の項目について記録し、保存するものとする。

- 一 個人番号の入手日
 - 二 第22条の規定による本人確認の方法
 - 三 源泉徴収票、支払調書等の法定調書（以下「法定調書」という。）の作成日
 - 四 法定調書の個人番号利用事務実施者への提出日
 - 五 委託先への特定個人情報等の提供日
 - 六 特定個人情報等の廃棄日
- 2 特定個人情報取扱責任者は、特定個人情報等の取扱状況について、1年に1回以上の頻度で定期的に確認を行うものとする。

(事務取扱者以外の役職員による収集等の禁止)

第8条 事務取扱担当者以外の役職員は、特定個人情報等（本人及びその家族に係るものを除く。）を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報の漏えい等への対応)

第9条 事務取扱担当者その他の役職員は、特定個人情報（個人番号関係事務受託者が取

り扱うものを含む。)の取扱いに関して、漏洩その他の番号法違反の事案又はその恐れのある事案(この条において「法違反事案」という。)の発覚を確認したときは、特定個人情報取扱責任者に直ちに報告しなければならない。

- 2 財団は、法違反事案が発覚した場合には、事実関係を調査し、その原因究明に当たり、影響が及ぶ範囲を特定するとともに、影響を受ける可能性のある本人に速やかに連絡し、又は本人が容易に知り得る状態にするものとする。
- 3 前項の規定で究明した原因を踏まえて、再発防止策を検討し、速やかに実施するものとする。
- 4 財団は、事実関係及び再発防止策等について、主務大臣に報告するとともに、可能な限り公表するものとする。
- 5 財団は、法違反事案のうち次の各号に掲げる重大事案の発生又はその恐れが発覚した場合には、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告するものとする。
 - 一 特定個人情報の本人の数が101人以上の事案
 - 二 不特定多数の人が閲覧できる状態になった事案
 - 三 役職員が不正の目的で持ち出したり利用したりした事案
 - 四 その他理事長が重大事案と判断した事案

(苦情等の処理)

- 第10条 財団は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談があった場合には、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 2 前項の苦情及び相談を受けた職員は、遅滞なく、苦情等の内容を特定個人情報取扱責任者に報告するとともに、必要に応じ、対応に関する指示を受けるものとする。
 - 3 苦情処理窓口は総務部とし、その体制については別に定める。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の設定等)

- 第11条 財団は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を指定するものとする。
- 2 取扱区域は、特定個人情報取扱責任者及び第5条第3項の規定によりその任務を補佐する者並びに事務取扱担当者以外の者の立ち入りを禁止し、特定個人情報等を取り扱う事務を容易に視認できないようにするものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- 第12条 特定個人情報等及び特定個人情報ファイルが記録された機器、電子媒体又は書類等は、その盗難又は紛失等を防止するため、施錠できる金庫、キャビネット若しくは

書庫等への保管又は搬送できないような固定化等の措置を講じるものとする。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第13条 特定個人情報等が記録されたデータ、電子媒体及び書類等の持ち出し（特定個人情報等を取扱区域の外へ移動させることをいう。）は、次の各号に掲げる場合を除き禁止する。

- 一 個人番号関係事務受託者に、委託事務を実施する上で必要な範囲内で提供する場合
- 二 財団が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対して提出する場合

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第14条 特定個人情報等が記録されたデータ、電子媒体及び書類等の持ち出しを行う場合には、次の各号の方法により安全措置を講じるものとする。ただし、個人番号利用事務実施者に法定調書等をデータで提出するに当たっては、個人番号利用事務実施者が指定する方法により行うものとする。

- 一 データ 暗号化
- 二 電子媒体 パスワードの設定
- 三 書類等 封筒に入れて封緘

2 前項の電子媒体及び書類等について、携行以外の方法により移送する場合には、一般書留、簡易書留その他追跡可能な送達方法により行わなければならない。

(特定個人情報等の廃棄等及びその記録の保存)

第15条 事務取扱担当者は、法令等の規定による保存期間を経過した特定個人情報等を焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に廃棄しなければならない。

2 前項の場合に特定個人情報等が電子媒体に記録されているときは、当該電子媒体から通常の方法では復元できないように確実に削除しなければならない。当該電子媒体を廃棄する場合には、物理的な破壊等により特定個人情報等を復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

3 特定個人情報等を廃棄又は削除し、若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は前項の規定により電子媒体等を廃棄した場合には、その廃棄又は削除した記録を残し、保存するものとする。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

第16条 個人番号と紐づけてアクセスできる情報及び特定個人情報ファイルを取り扱う

情報システムについて、適切にアクセス制御を行うものとする。

- 2 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムは、ユーザーID 及びパスワードにより正当なアクセス権を有する者であることを識別し、認証するものとする。
- 3 前項の情報システムを使用できる者は事務取扱担当者に限定するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第17条 前条第2項の情報システムは、ファイアウォールの設置、セキュリティ対策ソフトウェアの導入、ログの定期的確認等により外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

(情報漏えい等の防止)

第18条 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合は、暗号化及びデータ分割等によって保護する方法により、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報等の漏えい等を防止するものとする。

第4章 特定個人情報等の取得、利用、保管及び提供の制限

(個人番号の取得・利用)

第19条 個人番号の取得は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

- 2 個人番号は、第4条に規定する個人番号を取り扱う事務以外のために取得及び利用してはならない。
- 3 利用目的を超えて個人番号を利用する必要がある場合には、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して個人番号を利用することができる。

(個人番号取得時の利用目的の通知等)

第20条 個人番号を取得するときは、その利用目的を書面等（メール等の電子的方式によるものを含む。第3項において同じ。）により被取得者に通知して行うものとする。

- 2 役職員から個人番号を取得する場合には、前項による通知の外、就業規則への掲載又は社内 LAN における掲示の方法によることができるものとする。
- 3 前条第3項の利用目的を変更して個人番号を利用する場合には、あらかじめ、新たな利用目的を書面等により本人に通知しなければならない。

(個人番号の提供を求める時期等)

第21条 第4条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めるものとする。ただし、役職員並びにその扶養親族及び国民年金の第3号被保険者（以下「扶養親族等」という。）については、あらかじめ個人番号の提供を求めることができ

るものとする。

- 2 役職員の扶養親族等の個人番号の提供は、役職員に委託して求めるものとする。

(本人確認)

第22条 事務取扱担当者は、本人から個人番号の提供を受けるに当たり、番号法第16条その他関係法令の規定による方法により、その者が個人番号で識別される本人であることの確認を行うものとする。

- 2 事務取扱担当者は、役職員の扶養親族等に係る個人番号の提供を受ける場合には、扶養親族等に係る前項の本人確認を当該職員に委託して行うものとする。

(特定個人情報の廃棄、削除及び保管制限)

第23条 財団は、第4条に規定する事務を処理する必要がなくなった場合で、法令において定められている保存期間を経過した場合には、特定個人情報等を速やかに廃棄又は削除しなければならない。

- 2 本人確認のために提出を受けた本人確認書類の写しは、事務取扱担当者が本人確認を終了した後、直ちに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(特定個人情報等の提供制限)

第24条 特定個人情報等は、本人の同意の有無に関わらず、第4条に規定する事務に係る個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務委託先以外の者に提供してはならない。

第5章 特定個人情報の開示、訂正、利用停止、消去

(特定個人情報の開示等)

第25条 特定個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等については、個人情報保護規程第7章の規定によるものとする。

第6章 個人番号関係事務の委託

(委託先における安全管理措置)

第26条 財団は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、法令等で定める基準を満たし、財団自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が適切に講じられ、特定個人情報等の管理が適正かつ適切に行われるか確認した上で委託先を選定するものとし、委託契約書を締結して行うものとする。

- 2 財団は、個人番号関係事務受託者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

第7章 特定個人情報の受託事務における取扱い

(受託事務における安全管理措置)

第27条 財団が個人番号関係事務の全部又は一部を受託する場合には、第3章及び第4章の規定に基づき受託事務を実施することを基本として、委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じるものとする。

2 前項の場合には、委託者と委託契約書を締結して行うものとする。

第8章 雑則

(細則)

第28条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。